

平成26年第2回川根本町議会臨時会

会 議 録

会 期 自：平成26年11月25日
至：平成26年11月25日

川 根 本 町 議 会

平成26年第2回川根本町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (11月25日)	
○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○承認第3号の上程、説明、質疑、採決	7
○議案第47号の上程、説明、質疑、採決	8
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第50号の上程、説明、質疑、採決	17
○請願第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	21
○日程の追加	26
○発議第8号の上程、採決	26
○発議第9号の上程、採決	27
○閉 会	28



川根本町告示第60号

第2回川根本町議会臨時会招集告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第3項の規定により、平成26年第2回川根本町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月21日

川根本町長 鈴木 敏 夫



1. 期 日 平成26年11月25日
2. 場 所 川根本町役場
3. 付議事件
 - (1) 専決した事件の承認について
(平成26年度川根本町一般会計補正予算（第5号）)
 - (2) 川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - (3) 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (4) 川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (5) 平成26年度川根本町一般会計補正予算（第6号）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	菌	田	靖	邦	君
2番	坂	本	政	司	君
3番	野	口	直	次	君
4番	根	岸	英	一	君
5番	中	澤	莊	也	君
6番	芹	澤	廣	行	君
7番	太	田	侑	孝	君
8番	山	本	信	之	君
9番	森		照	信	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	小	藪	侃	一郎	君
12番	中	田	隆	幸	君

不応招議員（なし）

平成26年第2回川根本町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成26年11月25日(火)午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 承認第 3号 | 専決処分した事件の承認について
(平成26年度川根本町一般会計補正予算(第5号)) |
| 日程第4 | 議案第47号 | 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第48号 | 川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第49号 | 川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第50号 | 平成26年度川根本町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第8 | 請願第 1号 | 行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する請願について |
| 追加日程第1 | 発議第 8号 | 窓口における本人確認等の徹底に関する決議 |
| 追加日程第2 | 発議第 9号 | 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |

出席議員（12名）

1番	藺田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	前田修児君
企画課長	山本銀男君	税務課長	長嶋一幸君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
商工観光課長	野崎郁徳君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成26年第2回川根本町議会臨時会を開会いたします。

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
今期臨時会に説明員として、町長以下関係者が出席しておりますので御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月21日、町長から第2回臨時会を招集告示した旨、通知がありました。

今期臨時会は、お手元に配布のとおり議案2件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣結果の報告書を配布してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及の結果について報告がありました。なお、内容についてはお手元に配布のとおりです。

次に、9月19日の議会最終日における太田侑孝議員の一般質問に対する答弁に誤りがありましたので、副町長よりお詫びと訂正がございます。副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 9月19日の議会一般質問中、太田議員のシルバー人材センター関係の補助金についてのご質問に対し、他の補助金と勘違いして執行している旨の答弁をいたしました。その時点においては未執行でしたので訂正しお詫び申し上げます。失礼しました。

○議長（中田隆幸君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期臨時会招集にあたり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さんおはようございます。きょうは第2回の川根本町議会の臨時会ということで全員の皆さんに御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

21日以降の、全協以降の行政報告をさせていただきます。

1日だけですが、23日に「川根時間」がございまして智満寺へ行っております。その日に税に関する作品の表彰が金谷でございまして、中学生それから小学生の作品に対しての表彰式があり出席をしております。

また茶茗館におきましては「燦々マーケット」のイベントをやっているということで参加をさせていただいております。

その後に牧野参議院議員の国政報告会がございまして、出席をしております。

一番この川根本町が観光のシーズンがトップシーズンに入ったということで、大変多くの皆さんがお見えになっております。特にテレビ等で放映されているということで、どうしても交通の関係が非常に厳しいということがございますので、これからも議員の皆さんと一体となって道路整備の予算付けについては当然ながら陳情等をしていかなければいけないというふうに感じております。

特に今年はトーマス、またはSLフェスタ、それから恒例でございまして産業文化祭、ふるさと祭り等々ございましたけれども、いつもより少し観光の皆さんが入り込みが増えているという状況があるものですから、その対応方につきましても今後精力的に対応しないと、なかなか評判が悪くなってからでは対応できないだろうという思いがあるものですから、なんとか今のうちにいろんな形で対応をしていきたいというようなことを思っております。

どうかこれからも議員の皆さんと一体となって進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

行政報告を終わります。

○議長（中田隆幸君） 御苦労様でした。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、野口直次君、4番、根岸英一君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第3 承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成26年度川根本町一般会計補正予算（第5号））

○議長（中田隆幸君） 日程第3、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成26年度川根本町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは承認第3号です。川根本町一般会補正予算第5号についての提案理由の説明をさせていただきます。

これは、11月21日付けで専決処分をさせていただいておりますが、今回の補正は、衆議院解散に伴い、平成26年12月14日に執行する、第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の補正をお願いするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ893万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,209万6千円としたいものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般6ページをご覧ください。

第2款総務費、第5項選挙費は893万6千円の増額です。これは、12月14日に執行する衆議院議員総選挙等に係る報酬、手当、需要費、委託料等の経費です。

歳入について説明させていただきます。

事項別明細の一般5ページをご覧ください。

第14款県支出金、第3項委託金は893万6千円の増額です。これは、選挙費の財源として選挙費委託金を充てるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成26年度川根本町一般会計補正予算（第5号））の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成26年度川根本町一般会計補正予算（第5号））は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第47号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第47号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第47号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正案は平成26年人事院勧告を受けての閣議決定及び静岡県人事委員会の報告、勧告を考慮し「川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程するものであります。

今回の勧告は、民間給与との較差等に基づく改定と給与制度の総合的見直しが主なものであります。

各条ごとに主な改正点についてご説明します。

条例第1条では、民間給与との較差に基づく改正です。月例給において世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた改正であります。平均0.3%の引き上げとなっております。また、通勤手当については民間の支給状況を踏まえ使用距離の区分に応じた引き上げ、期末勤勉手当についても民間の支給割合に見合うよう勤勉手当を0.15カ月分引き上げ、年間3.95月分から4.10月分にするものであります。本年度は12月期の勤勉手当において支給しますが、平成27年度からは6月期と12月期にそれぞれ0.075カ月分加算されます。

第1条については平成26年4月1日からの適用となります。

次に、第3条は給与制度の総合的見直しに係る改正です。棒給表1級全号棒、2級の12号給までは据え置き、3級以上の高位号棒は50歳台後半層における官民の給与較差を考慮し最大4%、平均では2%の引き下げとなります。単身赴任手当も民間の状況を踏まえ引き

上げとなります。

また、管理監督職員の災害への対処等の臨時、緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合の特別勤務手当を新たに規定するものであります。

第3条については平成27年4月1日からの適用となりますが、給与については、激変緩和のための経過措置として3年間の現給保障が設けられております。

最後に第2条の改正ですが、本町では平成21年4月から通勤手当について使用距離30kmを限度に頭打ちとして支給しておりましたが、今回の勧告を踏まえ、支給区分を国の区分に戻すものであります。

また、平成23年4月から55歳以上の課長職の給与を当分の間1.5%減額を実施してきましたが、県下市町の状況や国の動向を踏まえ廃止をするものであります。

第2条については、平成26年12月1日から適用するものであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

職員の給与に関する条例についてですけど、民間企業との較差を埋めるための改定というのが主な理由だと思うんですけども、当町の民間企業と町職員との較差はどのようになっているかお尋ねいたします。

それから2点目ですけど、平均で0.3%の引き上げということで、若年層の重点を置いたという説明がありましたけど、別表第1では第20条に規定する職員を除くとしています。これは多分現業職員や非常勤職員、臨時職員などのことだと思うんですけど、こういう職員の引き上げについてはどうなっているのかお尋ねいたします。

それから3点目ですけど、今回配布された資料の給与改定のポイントの1の③に、民間の支給状況を踏まえた使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げで、本町では148人中132人に支給する。うち、101人が引き上げと書いてありますが、新旧対象表ページ9から10ページの規定にここが当たるのかどうかお伺いいたします。もし当たるとすれば金額が間違っていないかどうか確認をします。

それから4点目ですけど、対象表11ページ第10条の3を削ると書いてありますが、町外へ勤務、通勤する職員の通勤手当はどうなるのかお聞きいたします。以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の民間企業との較差を埋めるための改定ということで当町の民間企業と町職員の較差はどうかというご質問でありますけれども、今回の改定はあくまでも国の人事院勧告に基づくものであります。これまでと同様にですね国家公務員の俸給表を用いさせていただいたものであります。ご質問の町の民間企業の方との比較につきましては、現時点で町内

のさまざまな企業の皆様の給与等々の比較ということはいたしておりません。これは街のレベルでは国の人事院が行うような専門的比較検討ができないということでもあります。そのためですね、これまでと同様国の基準を用いて町職員の給与を決定させていただいておりますことを御理解いただきたいと思います。

なお、国では平成 18 年 3 月に「地方公務員の給与制度のあり方に関する研究会報告書」というものがあるんですけれども、それにおきまして給与制度においては公務としての近似性、類似性を重視し、公務員の均衡の原則が適用されるべきであり、人事院等の専門的な体制によって制度設計されている国家公務員の給与制度を基本とすべきであるという考え方が示されています。これによりまして国内のほとんどの自治体においては本町と同様に国の人事院勧告に基づく俸給表を採用しておりますことを申し添えます。

ちなみに、この人事院と同じようなで比較をしているところは都道府県、それから政令指定都市の一部ということで聞いております。

次に、2 番目の平均で 0.3%引き上げで若年層に重点を置いたとのことだが、別表第 1 では、第 20 条に規定する職員を除くとしているが、現業職員、臨時職員、非常勤職員などは引き上げはどうかというご質問でありますけれども、現業職員、これは単純労務職員のことだと思いますけれども、町の川根本町単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則というのがございますけれども、これにおきまして、今回の職員の給与条例と同様に行政労務職給料表の改正が行われます。これも国の人事院勧告に基づくものであります。対象となる職員は 8 人でございます。具体的には若いほうから 2,200 円の増額、それから 1,200 円までの幅がありますけれども、その 1,200 円から 2,200 円の増額となります。なお、臨時職員及び非常勤職員の方につきましては今回の改正の対象にはなっておりません。

ただし、臨時職員の方の賃金につきましては、昨年度静岡県の最低賃金の引き上げに伴い今年度 4 月に見直しをさせていただきまして、一律 20 円の増額をしております。この臨時職員の賃金の額につきましては町内の主な企業等を勘案をしまして、町が独自に決めさせていただいているものであります。

3 番目の今回配布された資料の給与改定のポイントの通勤手当の額が違うんじゃないかというご質問でありますけれども、まず議案の 20 ページのところの一番下のところに施行期日等というのがございます。この議案は、第 1 条から 3 条まで分かれているということで先ほど町長から提案理由の説明がありましたとおりであります。

まずその 100 円から 7,100 円の幅というのは、現在実際に支給をしている通勤手当に関する額を申し上げているものであります。新旧対照表の議員がおっしゃる 9 ページ 10 ページではなくてですね、1 ページから 8 ページまでの第 1 条関係、こちらのほうの引き上げの中で、これは平成 26 年 4 月 1 日に遡及して引き上げられる部分のことをいっております。

この中で、まず 2 ページですね、新旧対照表の 2 ページの表の中で、国の基準の改正により町の施設に通勤してくる職員について、最小が 4,100 円から 4,200 円になって、これが

100 円です。100 円の引き上げ。それから最大の幅につきましては、町から町外に通勤する場合の職員に対する通勤手当の引き上げのことをいっております、これは4ページの表の中の「ス」という部分があると思うんですけども、この2万4,500円から3万1,600円に引き上げられるということになりますので、これが7,100円の引き上げということで、100円から7,100円の幅ということになります。

それで、第2条関係になるんですけども、この12月1日から支給される通勤手当の額をここで示しているものであります。これが議員のおっしゃる9ページから17ページまでのことになります。ここの額につきましては、12月1日時点で改正され…あの、改正を今から審議していただくんですけども、改正される額につきましては、さらに35km以上の使用距離に対する通勤手当の上乗せ分を追加増額するものでありますので、ここでいう金額は間違っていないということになります。

それから4番目のご質問の対照表の11ページの第10条の3を削るとあるが、町外へ勤務通勤する職員の通勤手当はどうなるのかというご質問でありますけども、これはですね、あえてこれまで10条の3というのを設けまして、町外に通勤する職員の通勤手当を別途規定していたものであります。今回の改正によりまして、通勤手当は町内あるいは町外どちらに限らず、すべての職員に同様に同じ額が支給されるということになりますので、ここで10条の3は不要となったものということで削らせていただいたものであります。

以上であります。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので再質疑はありますか。

（「いいです」という者あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第48号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第48号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは議案第48号です。川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、議案第47号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例において、町職員の期末勤勉手当を上げることにより、町長及び副町長の期末手当につきましても年間0.15カ月分引き上げ、一般職の職員の期末勤勉手当の支給月数と同じく年間4.1カ月分となる改正をするものであります。

以上、よろしく御審議いただき御同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

職員と同じように町長、副町長も期末勤勉手当を年0.15カ月分引き上げるという説明でしたけども、町長、副町長それぞれいくらかからいくらかになるのかお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） お答えします。

町長の給料は条例にあります通り70万円でございます。年間に換算しますと70万掛ける4.1カ月分になりますので287万円となります。これは、従来より10万5,000円の増額となります。副町長は54万6,000円の給与額であります。年間4.1カ月分では223万8,600円となります。これによりまして8万1,900円の増額となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私が調べてきたのと数字がちょっと違うんですけど、確認をさせていただきます。

町長の報酬は70万円、月額報酬、それはいいんですけど、期末手当を計算するときは基礎額というので、100分の15を掛けますよね。掛けたものを報酬月額に足して、それでその、今まで現行は3.95カ月分、これから改正して増額しようというのが4.1カ月分が増えるということで、金額が違うんですけど、同じような計算をされたんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） これは職員と同じように、4.1という数字を掛けたものでありま

す。それから、従来のものについては3.95を掛けて算出したものであります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 報酬基礎額というのは考慮しないんですか。0.15掛けたのを足す。確認してください。

（何か言う者あり）

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） すぐ確認してお答えします。

○議長（中田隆幸君） ここで暫時休憩を取りたいと思います。
再開は40分、9時40分から開きたいと思います。

休憩 午前9時20分

再開 午前9時39分

○議長（中田隆幸君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長、前田修児君、答弁を求めます。

○総務課長（前田修児君） 大変申し訳ありませんでした。今確認をしました。1.15の調整額を掛けますと、よろしいでしょうか。町長ですけども、4.1カ月分では330万500円という額になります。従来の額が317万9,750円となりますので12万750円の増額となります。それから副町長でございますけれども、従来の額が248万205円、新しい4.1カ月分ですと257万4,390円となりまして、9万4,185円の増額となります。

申し訳ありませんでした。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので…

○10番（鈴木多津枝君） 確認するための質疑だから、そんな、ひどいですよ。行政が間違えた答をしたのに。

○議長（中田隆幸君） では、特別に認めます。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

2点目ですけど、特別職の報酬等審議会っていうのがありますよね。報酬等審議会にかけなければいけないんだけど、こんなにたくさんもらっている、そして町内では本当に不況になっている、たとえ一般職の分にならったと言っても一般職と同じような上げ方をしているのではないということが今の答弁でわかりましたよね。0.15カ月分基本給を増やしておいて、そこに報酬月額分を掛けているわけですよね。期末手当として加算する分を、3.95カ月分から4.1カ月分を増やすということですので、一般職の人よりは多く増えていくわけですよ、増額されるわけですよ。そういうことを報酬等審議会できちんと審議したのかどうか、報酬等審議会はいつ開かれて、それぞれその都度開くというふうに条例には書いてあり

ますので、いつ開いて、委員と委員長の名前をお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 今議員がおっしゃるとおり、報酬等審議会のほうはですね、その都度開かれるということで、実はここ数年開いておりません。それで近隣の市町、近隣と言いましても県内の町の状況が、おそらく四半期ごとに、その状況がくるんですけども、例えばその町長、それから副町長、教育長、それから議員の皆さん、その皆さんの報酬額等がまいります。それを勘案しましてですね、報酬審議会を開くかどうかということを検討しておりますけれども、今現在のところ、若干伊豆地方の方の報酬等は低いところもあるんですけども、近隣の市町の状況を見ましても当町が決して高いレベルにはないということで、報酬審議会のほうは現在開いておりません。

そのため、委員長、副委員長等も今現在はいないということになります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に4回になりましたので質疑を終わります。ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。原案に反対の立場から討論を行います。

去る21日、安倍首相は衆院を解散し間もなく総選挙が行われようとしています。アベノミクス効果が景気好転どころか消費不況を招き、消費税の来年10月の10%への引き上げを、景気判断から1年半の延期せざるを得なくなり、そのことについて国民の真を問うというものです。

多くの中小企業が不況に陥り、当町でも給料が上がったのは金融機関など一部の企業だけで、ボーナスどころか年末の支払いをどうするか苦しんでいる事業所がほとんどではないかと思われます、庶民の懐を温める増額などないどころか、円安、物価高騰に上乗せして今年4月からの消費税引き上げで、国民の購買力が後の景気が好転しないために来年10月の消費税10%の引き上げを1年半延期するということに対して、選挙費用は500億円とも600億円とも言われる高額な経費をかけて解散総選挙が行われようとしているのです。当町でも多くの町民がこういう状況を快く思っていないことは明らかだと思います。町民の購買力が失われ、商店も深刻な状況になっています。

公務員の給与引き上げは人事院勧告にならったもので、公務員のラスパイレス指数も当町は低いほうなので町民の生命・財産を守る仕事を、昼夜を分かたず頑張っていただいている

職員の志気を挙げるためにも仕方ないと思いましたが。でも、町長、副町長は、報酬も高額で、期末手当に至っては先ほどの質疑でも明らかなように、職員の引き上げにならったとは言いながら、もともと特別職には100分の15を加えた額で計算をするという報酬基礎額、増やしている部分があります。そして、その額は300万を超えています。年間の期末手当額は300万を超えています。

このような当町では社長級でも得ることが出来ないのではないかとと思われる高額で、更なる引き上げは、町民感情を逆なでするものと思われます。

景気刺激の効果もあるとは言えないもので、何より報酬等審議会にもかけずに必要な手続きもされていないもので、較差を広げるだけのお手盛り引き上げに、私は到底賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 今回の引き上げは、平成26年度人事院勧告を受けて閣議決定されたもの及び静岡県人事委員会の報告、勧告を踏まえたものと理解しております。

ただいまは、町民の所得較差の拡大というようなお話しもございましたけども、特別職の責任の重さ、仕事の量を勘案しますと、この勧告は適正なものだと判断いたします。ということで賛成の討論といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第48号、川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第49号 川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第6、議案第49号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは議案第 49 号です。川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、議案第 47 号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例において、町職員の期末勤勉手当を引き上げることにより、特別職の町長及び副町長と同様に、教育委員会教育長の期末手当につきましても年間 0.15 カ月分引上げ、年間 4.1 カ月分となる改正をするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10 番、鈴木多津枝君。

○10 番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告してあるとおりですけど、先ほどの議案第 48 号と同様の改正ということですけど、教育長の期末手当は先ほどと同じように年額でいくからいくらになるのかお尋ねいたします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） お答えいたします。

教育長ですけども、従来の 3.95 カ月分になりますと 230 万 7,590 円であります。4.1 カ月分になりますと 239 万 5,220 円で、8 万 7,630 円の増額となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10 番、鈴木多津枝君。

○10 番（鈴木多津枝君） 全協で 3 人の増額の合計が 26 万 3,100 円という説明がありましたけど、先ほども報酬基礎額を計算してなかったわけですよ、26 万 3,100 円というのは報酬に掛けた額での説明だったと思うんです。この 3 人で増額訂正をしなくてはならないんじゃないんですか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） おっしゃるとおりでございます。

総額ではですね、30 万 2,565 円の増額となります。

○議長（中田隆幸君） 再々質疑はありませんか。

（「いいです」という者あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10 番、鈴木多津枝君。

○10 番（鈴木多津枝君） 10 番、鈴木です。

反対の理由は、先ほどの町長・副町長への反対討論の反対理由とほぼ同じです。

町民の収入に比べて、高額な報酬や期末手当が支給されている上に、更なる引き上げは町民感情を逆撫でするものであり、景気刺激の効果も期待できないものと考えます。

較差を広げるだけの、報酬等審議会にもかけていないお手盛りの引き上げには賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11 番、小藪侃一郎君。

○11 番（小藪侃一郎君） 原案に賛成の立場で討論いたします。

先ほどと全く同じでございますけれども、町民に比べて、責任の重さ、それから仕事の内容からいきまして、較差があるというふうには認識しておりませんので賛成といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 49 号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第 49 号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 50 号 平成 26 年度川根本町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（中田隆幸君） 日程第 7、議案第 50 号、平成 26 年度川根本町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは議案第 50 号の提案理由の説明をさせていただきます。平成 26 年度川根本町一般会計補正予算第 6 号の概要についてでございます。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,114 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82 億 7,324 万 1 千円としたいものであります。

今回の補正は、山村開発センター内外改修工事費の増額と、坂京飲料水供給施設取水施設

電気設備工事請負費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般6ページからご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費は679万6千円の増額です。これは、山村開発センター一等運営費として、山村開発センター内外改修工事について工事内容を精査した結果により、工事請負費の増額をお願いするものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、3,434万9千円の増額です。これは、飲料水供給施設費として、坂京飲料水供給施設取水施設の電気設備工事の追加をお願いするものであります。

続きまして歳入について説明いたします。

事項別明細の一般5ページをご覧ください。

第18款繰越金、第1項繰越金は、4,114万5千円の増額です。これは、前年度歳計剰余金の一部を計上するものです。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたが、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

10時10分に再開をしたいと思います。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時09分

○議長（中田隆幸君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

一般会計補正予算第6号への質疑を行います。通告に従いまして1点目は繰越金についてですけど、年末を控えて国では消費税引き上げの後の景気が好転しないために来年10月の消費税10%の引き上げを1年半延期することに国民の真意を問うとして、多額な選挙費用をかけて解散総選挙が行われようとしています。当町も多くの町民が購買力を失い、商店も深刻な状況で繰越金の残りをどう使うかが注目されていると思います。

総額5億398万9,000円の繰越金のうち、今回の計上で残りの2億7,443万2,000円というところが、残りがあるわけですけども、これは12月議会で全額計上するという全協での説明でした。どのように計上する考えかお聞きいたします。

それから2点目ですけど、開発センター工事請負費を当初予算1,293万7,000円に対して679万6,000円を増額する補正ですけど、当初の工事内容に加えてどんな工事を追加するの

か。先ほど町長の説明では、改修工事費の内容を精査したところというような説明がありましたけれども、そのところを具体的に説明を求めます。

それから3点目ですけど、4款1項8目飲料水供給施設費工事請負費ですけど、これは当初予算に3,964万6,000円を上げていたんですけども、9月の補正で310万円増額、多分9月だったと思います。6月かもしれない。とにかく補正予算で310万円増額をし、今回も3,434万9,000円という、ほとんど当初予算と同額に近いような多額の増額補正になっているんですけど、当初の工事内容に加えて、どのような追加あるいは変更の工事が行われるのか説明を求めます。

またその、そういう変更、追加を行う理由、それから対象人口、世帯数についても説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） それでは順番に答弁を求めます。

総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまのご質問でありますけれども、繰越金について12月補正でどのように計上するのかというご質問でありますけれども、これにつきましてはまだ補正のヒアリングが終わっておりません。その中でですね、どのように使うかということは、今からももちろん精査していきますけれども、例えば、社会福祉、健康増進、観光費、教育費いろいろありますけれども、そちらのほうで今後検討しまして、12月補正の説明の時にはしっかり説明ができるようにしてまいりたいと思っております。

それから開発センターの工事関係ですけども、どんな工事を追加するのかということでございますけども、山村開発センターにつきましては、まず平成25年度の耐震診断の結果は問題がなかったものであります。平成24年度の特種建築物等定期検査で指摘を受けておりました屋根部分の防水工事のほか、内外の壁や天井の改修等を予定して、当初予算で1,293万7,000円を計上しておりました。しかし、今年度7月に発注いたしました設計管理業務におきまして、工事内容を再精査させていただきました結果、当初予定しておりました工事内容と比較しまして、屋根の改修面積、それから内外壁の塗装面積がかなり増加したこと、それに伴う共通仮設費、足場ですけども、その増加等により工事の量がかなり増加したということで今回の補正をお願いしたものであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 4・1・8飲料水供給施設費の関係でお答えします。

9月の補正310万円、これにつきましては、今回お願いしています飲料水供給施設整備、これは新たな取水のための施設整備でありまして、9月補正は既存のポンプ施設、その洗浄、それと揚水ポンプの取り替えをお願いしました。

今回の補正は新たな水源から今の配水池まで水を上げるためのポンプ、これが単相から三相が必要になるということが今年の詳細設計の中でわかりました。そのためには電気が、動

力の電気が必要になるわけですが、既存の電気ではこの動力のポンプがまかなえないために、新たに電気を引く必要が生じました。これに関しましては、既存の電気もそうだったんですけども、町が自前で引く必要が生じたので、それに伴いまして、今回電気工事になりますけども工事費の補正をお願いしたものです。

それから、対象の人口、世帯数についてですけども、給水人口が 55 人、給水世帯が 21 世帯となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10 番、鈴木多津枝君。

○10 番（鈴木多津枝君） 1 点目の繰越金についてですけども、先ほど総務課長から、まだヒアリングをしていないのでこれからだということで、ちょっと明るい希望が持てるかなと思いつきながら聞いたんですけども、今町民の人たちが、先ほどから何回も言ってますけども、出費がかさむ年末年始を今から迎えます。そういう大変な時期を迎えるにあたって、生活を応援すること、例えば、仮にですけども、全部というわけではありませんけど、私たち 10 月に宮崎県の 4 町村へ視察をしたんですけど、そこでいろいろな支援策がとられていました。そういうことで例えば、家賃補助とか出産祝い金を増額するとか、給食費の補助を行うとか、暖房用、これは視察地ではありませんけど、いろいろな東北のほうでやっているんですけど、暖房用の灯油とか電気代の補助、あるいはガソリンが大変高くなっています。職員には交通費補助がありますけど、町民の人たちにも遠くの人たち、地域の人たちには、そういう燃料費の補助とか、何らかのそういう生活応援、町民の暮らしを応援することなどを検討する考えがないか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今繰越金の話でそのような提案がありましたけれども、私、来年度の予算でしっかりした対応をすべきだというふうに思っております。やはり思いつきみたいな形ではなくて、足が地についたような形で対応することが必要ということで。

それで、常々申し上げておりますけども、やはりあの来年度の当初の予算、非常に大事な予算だと思っております。これは川根本町の将来を左右するではないかというぐらいの重い気持ちで対応していきたいと思っておりますので、今言われたこと、全てを対応するというわけではございませんけれども、担当課の職員にもいろんな形でアドバイスしていただいて、来年度の予算に反映できるようにしていくということが大事だと思っております。

○議長（中田隆幸君） 再々質疑はありますか。

（「いいです」と言う者あり）

○議長（中田隆幸君） これで鈴木多津枝君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 50 号、平成 26 年度川根本町一般会計補正予算(第 6 号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第 50 号、平成 26 年度川根本町一般会計補正予算(第 6 号)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 請願第 1 号 行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する
請願について

○議長(中田隆幸君) 日程第 8、請願第 1 号、行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する請願についてを議題とします。

本案については、第 1 常任委員会の報告を求めます。

第 1 常任委員長、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) ただいま議長より読み上げられました行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する請願について、第 1 常任委員会を開きましたので、その報告を行います。

開催日時は、平成 26 年 11 月 4 日午前 9 時から 10 時 30 分まで行いました。

開催場所は、川根本町役場 3 階の大会議室。

出席者は、第 1 常任委員会委員、鈴木、太田、小藪、森、山本、菌田の 6 人の委員です。

議長も顧問として同席をされました。

それから傍聴者に中澤議員、芹澤議員、根岸議員、野口議員が出席されました。

参考人として、静岡県行政書士会島田支部長の森博士氏が出席されました。

審査の経過と結果について報告をします。

審査の経過は、平成 26 年 9 月 4 日に第 1 常任委員会に付託された事件について、請願の紹介議員の 1 人に第 1 常任委員長の鈴木議員が名を連ねているため、太田副委員長が議長役となり進行することにしました。

最初に、紹介議員である鈴木議員から請願書の要旨説明、県行政書士会島田支部長の森博

士氏より請願趣旨説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑、回答及び委員から出された意見など、協議内容の要旨は後ほど申し上げます。

審査の結果については、採決は起立によって行いました。

請願第1号、行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する請願は、採決の結果、賛成1反対4で賛成少数で否決することに決定しました。

それでは、審査の経過について報告をいたします。

委員から出されました質問は、書類を出すときに本人確認と他人確認、この区別さえしっかりしていたら何も問題ありませんかという質問に対して、受け付ける段階では問題はありませんとの回答がありました。

なお、回答は参考人として出席してくださった森博士氏からの回答であります。

質問。行政書士法で違反の場合、なぜ訴えないのですかという質問に対して、訴えるには3段階あり、まず注意文書。静岡県でも、注意、警告、そして告訴という段階を踏んでおりますとの回答がありました。

この町にはそういう事例はありますかとの質問に対して、ありません。看板は、静岡県行政書士会と静岡県になっています。それを川根本町と静岡県行政書士会という名前に変えていただきたい。今度、看板の据え替えだけではなく、本人確認と文書作成を窓口において強化してくださいというような文言を入れて作成していただきたいと考えていますとの回答がありました。

請願するよりも先に住民にどういう方法で知らせているのですかという質問に対し、11月2日に無料相談を実施し、川根本町の広報10月号にも掲載してありますとの回答がありました。

以上、質疑応答があり、採決を行いました。

また、意見・要望として、各機関や行政へ本人確認を徹底するようなことを要請していただきたいと思います。

各職場でそれぞれの規律の徹底をもう一度再確認していただき、徹底することが採択と同じような効果を上げますのでお願いしたい。

基本的にはこの請願書の趣旨という点では、あくまでも非行政書士が暗躍しているということで、これに町民が惑わされたり、被害をこうむってはいけないということで、窓口業務も来年からもう少し厳しくなるのを踏まえて、どういうふうに町民への啓発を高めていくかということも非常に重要であろうかと思えます。それでないと、一方的に非行政書士を取り締まるような警戒感を高めて協会を守ろうということではないと思います。その辺は誤解のないようにしていただきたい。あくまでも基本は、非行政書士が暗躍して町民に被害がこうむらないように、後で取り返しがつかないことになってはいけないということだと思いますので、その趣旨を踏まえて、委員会では採択されませんでしたけれども、今後引き続き皆さんの関心を高めて、またいろいろな御意見を機会あるごとに出していただくことが重要と思

います、との意見などがありました。

以上のとおり、概要について報告いたします。

○議長（中田隆幸君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） ただいま委員長のほうから不採択ということで報告がございました。

意見もいろいろ出ていましたが、不採択に至った経緯ということ、いろいろな考え方があったと思いますが、どのような主だった内容が不採択の理由であったのか、もしわかれば教えてくださいたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 第1常任委員長、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

私は委員として、委員長を譲って参加していたんですけども、特に反対討論ありませんでしたし、不採択の理由として、ただいま委員長報告、議事録から起こした委員長報告以外には、特にこれといった反対の理由はなかったように思われます。

もしありましたら、ほかの委員の皆さんから不採択の理由を述べていただければありがたいです。

○議長（中田隆幸君） 答弁はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

（「いいです」と言う者あり）

○議長（中田隆幸君） それでは特に質疑はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

（「何に対して賛成か討論を求めるならばはっきりしてください」と言う者あり）

○議長（中田隆幸君） 原案に対して、原案です。

原案に賛成者の発言を許します。

（何か言う者あり）

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今議長のほうから賛成の立場ということなんですが、請願書を採択するということに賛成という立場で討論させていただいてよろしいということでしょうか。

○議長（中田隆幸君） いいです。そのまま続けてください。

○5番（中澤莊也君） それでは、不採択に対する反対討論ということで、私の意見を述べさせていただきます。

（何か言う者あり）

○議長（中田隆幸君） 原案です。

○5番（中澤莊也君） 原案に賛成ということで賛成討論をさせていただきます。

私の考えを述べさせていただきます。

平成 26 年 8 月 11 日付けで静岡県行政書士会会長岸本敏和氏から川根本町議会議長中田隆幸氏宛てに提出された、行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する請願書を不採択とすることに反対の立場から討論いたします。

請願は行政書士の利権を守るべきことを行政に強く求めるといった内容ではなく、非行政書士による不法行為を撲滅するため、窓口における本人確認及び申請代理人等の身分の確認の徹底について、特段の配慮を行政にお願いするという内容、趣旨になっております。

川根本町においては、これまで非行政書士の作成、提出した書類等により、町民が甚大な不利益を被ったという事例は報告されておりましたが、他の市町においては多くの事案が報告されております。

ここで非行政書士が一般の人たちに不利益を与えた事例を紹介させていただきます。

非行政書士が農地法申請一式の業務を受け、着手した際に、土地改良区に納める決裁金並びに手数料を前払い金でもらったまま、申請に至らずお金も返ってこなかったという事例があります。

次に土地計画法の申請を受けた非行政書士が、法律に疎く、また申請要領を知らないことから添付すべき書類が不足していたり、図面等の訂正など補整が相次ぎ、本来行政書士であれば受託から許可まで 2 週間程度で終わる手続きが数カ月にも及び、依頼者に大変迷惑をかけてしまったという事例。

法律上許可を得ることが大変難しい案件を、非行政書士が窓口で担当職員をなかば恐喝のような手段で許可を取り、その見返りとして依頼人から行政書士の報酬の 10 倍以上の報酬を受け取ったという事例を紹介させていただきます。

また、平成 27 年 4 月 1 日から施行される改正行政手続法の国民の救済手続きの充実・拡大の面からも、今以上に関係課窓口における本人確認や代理人等の身分確認を徹底していただくことが、窓際で町民の方の権利を守ることに繋がると考えます。

最後に「議員必携」の中に請願が採択される基準として、願いが妥当であるか、実現の可能性があるか、町村の権限、議会の権限事項であるか等が挙げられております。この請願は全てこの判断基準に適合しているものと考えられます。

請願の採択を強く望むものであります。

以上であります。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。11 番、小藪侃一郎君。

○11 番（小藪侃一郎君） 行政書士法違反の川根本町各機関への提出排除に関する請願について、反対の立場で意見を述べます。

委員会に付託された請願について、11 月 4 日、先ほど委員長が報告のとおり、太田副委員長が議長役で審査をされました。そこに静岡県行政書士会島田支部長森博士氏から説明を受けております。

この案件は、平成4年12月3日付けで静岡県議会で「行政書士法の趣旨の徹底による窓口業務の適正化に関する請願書」というものが採択されております。各市町村に、それについて、その旨が通達指導され、窓口看板が設置されているところというふうに理解しております。

今回は行政書士法の趣旨の徹底による窓口業務の適正化から、行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する請願というもので、既に行われている趣旨の徹底からですね、行政書士法違反書類の提出の排除という踏み込んだものになっております。

先ほどの委員長の報告にもありましたけれども、この町にですね、このような事例はありますかという質問には「ない」というような回答でありました。県東部自治体で災害に関してこのような事例が散見されたとの説明もございましたけれども、8月の広島県広島市安佐地区の災害は本当に痛ましいニュースでありましたが、広島県行政書士会では被災に関する書類の申請等の相談会に会員を派遣し窓口になった旨の新聞記事もあります。行政書士会の活動が住民の支えになったものと思います。

川根本町と静岡県行政書士会との間でも大規模災害時における災害支援協力に関する協定書が交わされております。

非行政書士の暗躍で町民が迷惑を被ってはならないわけであります。

川根本町の行政窓口職員のみならず、職員は小さな自治体であるがゆえに、顔が見える対応や証明書等で本人確認・他人確認をされているものと認識しております。

行政書士会の活動範囲も広がり、来年4月からの改正で厳しくなるというようなことをございますけれども、円滑な行政業務と行政書士会の御指導で住民への啓蒙・啓発を高めていくことが重要であると思います。

一方で、ことさらに行政が町民、住民に対して警戒感、不信感を募らせ高めるのもいかなものかと思えます。既に県議会で「行政書士法の趣旨の徹底による窓口業務の適正化に関する請願書」が採択されております。その上に重ねるといような請願書とも言えます。

よって、委員会の不採択を支持し、原案に対し反対の立場といたします。

以上であります。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号、行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する請願についてを採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立少数ですので不採択とします。

したがって、請願第1号、行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する請願については不採択とすることに決定しました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中田隆幸君) 5番、中澤莊也君。

○5番(中澤莊也君) 中澤です。動議を提出させていただきます。

いま不採択になりました行政書士会からの請願については、行政書士の利権を守るというものではなく、町民の方々の権利、義務というのですか、そういう町民の方々が非行政書士の被害を被ることを窓際でくい止めるという内容のものになってございますので、やはり行政も今以上に窓口での本人確認、代理人等の身分確認等の必要があるかと考えます。

よって、それを決議案として出させていただきますと思います。

以上であります。

○議長(中田隆幸君) 5番、中澤莊也君の動議につきまして、議会として受け入れたいと思いますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩は、会議が終わり次第再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

休憩 午前10時42分

再開 午後 零時02分

○議長(中田隆幸君) それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議事日程の追加

○議長(中田隆幸君) お諮りします。

先ほどの動議がございまして、発議第8号のほか発議第9号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

◎追加日程第1 発議第8号 窓口における本人確認等の徹底に関する決議について

○議長(中田隆幸君) 発議第8号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

なお、本発議は全員が賛成でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は質疑討論を省略することに決定しました。

これから発議第8号、窓口における本人確認等の徹底に関する決議についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号、窓口における本人確認等の徹底に関する決議は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発議第9号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 発議第9号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第9号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

なお、本発議は全員が賛成でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は質疑討論を省略することに決定しました。

これから発議第9号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

◎閉 会

○議長(中田隆幸君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これもちまして、平成26年第2回川根本町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

閉会 午後 零時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年11月25日

議 長 中 田 隆 幸

署名議員 野 口 直 次

署名議員 根 岸 英 一